

一九六〇年六月二〇日(第九日)

一 開議散会時刻 (自午前十時五分迄至午後一時十分)

二 出席議員の次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	岸村春巳	八	知花大	六	岸山伊太郎
二	岸本利真	九	米須清祐	七	岸次富盛信
三	伊佐真一	一〇	岸本正雄	八	岸嶺盛三
四	伊佐真博	一一	岸里幸助	九	岸末瓜
五	中山勝豊	一二	松本利宣		
六	安里良朝	一三	山本朝徳		
七	岸岡健郎	一四	天久盛雄		

三 欠席議員の次の通りである

一 岸 花城清孝 二 岸 岩里敏行

四 市町村自治法第一条の規程に於て開議事件説明の出席者次の通りである

村長	岸村春勝	財政課長	岸山全吾
助役	岸屋真徳	総務	澤崎宇一
収入役	岸村春松	建設	桑江良徳

五 本会議の書記の次の通りである

書記長 松川 正義 書記 岸 屋 毅

六 議事日程の次の通りである

日程第一 議案第七号 一九六〇年度首野湾村入村予算に
付す

<p>七 会議の顛末</p>	
議長	<p>出席一名心あり。市町村自治法第五條の規程に於 て議会の成立を致すの心。唯今より議会の開会を致す。 (午前十一時五分)</p>
総務課長	<p>日程に入る前に総務委員会からの中間報告がある。議案第一号の中間報告を以て皆様の意向を問ふ。議案第一号の否決の理由。改正案の趣旨と實際との差がある。活字の活字と活字の活字と。實際の差がある。議案の報酬の件も全面的に改正するべきである。否決にあつた。</p>
議長	<p>暫休憩致す(午前十一時五分)</p>
"	<p>再開致す(午前十一時五分)</p>
"	<p>八番、九番、十番議員の出席を報告致す</p>
"	<p>暫休憩致す(午前十一時五分)</p>
副議長	<p>再開致す(午前十一時十分) 議長と交代す</p>
"	<p>二番議員早退す</p>
"	<p>日程に入ります</p>
"	<p>日程第一 議案第一七号、九六一年度首野津村木材出算に 關する議題を致す</p>
"	<p>昨日に引續き本案に対する質疑を願ひます</p>
一〇番	<p>三番職員給にかゝり、消防運転手は普通の運転手と技術的に 違ふと思ひますが、その加味は上げられぬか。</p>
総務課長	<p>九六年度の場合、普通の運転手が3600、消防3700、その加味は上げられぬか。</p>

<p>一〇番 総務課長</p>	<p>職員手当に個人負担、日直、特殊勤務手当に付いてはどうか。 日直の莫の夜所と消防への別であり、特殊勤務手当は出勤の年当りあり、この場合は危険手当の別あり、手当の全員にやらない。</p>
<p>一八番</p>	<p>一項目の旅費に個人、研修費1000円、普通旅費500円と人 ぶわが、下年度に1000円増にふついで。</p>
<p>総務課長</p>	<p>研修費に個人、九州消防プロックがあり、河内県に個人負担が研修に付いて、本村に個人負担は送り出され、個人負担増にふついで。 普通旅費に個人、毎月一回、消防隊との連絡協議会があり、又、一回、七回同様の消防隊の合宿訓練があり、これは、個人負担あり。</p>
<p>一五番</p>	<p>研修費1000円、個人、日間の平定が、被服の支給はどうか。 又、消火栓が必要か、水道平算をやるべきか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>期間に個人、三月、四月、五月と三月階に別れており、 本村に個人、五月に送り出され、個人負担。 被服の現品支給あり、消火栓に個人、水道平算をやる。</p>
<p>一〇番</p>	<p>二項目の負担金、協会に支部の個人、個人負担。</p>
<p>総務課長</p>	<p>支部の場合、各地の消防隊が構成団体あり、 防火、火の検査、消防、支部協会にやらない。 中央の場合、各地の消防団体あり。</p>
<p>八番</p>	<p>消防の修理費、2000円、個人、個人負担。</p>
<p>総務課長</p>	<p>消防の修理費あり、これは、警察局が二台位の消防ポンプ、 消防ポンプを取り、二台の二台。</p>

大 倉	シブの運転手はどうなるか (
総務課長	予備運転手が活動する (役所職員・消防隊・免許を持つ人など)
一〇 番	負担金の問題にかいて どういう団体が負担しているか。又予算にかいて どうなっているか。
総務課長	負担の内訳にかいては 普通の団体では運轉金額負担になつておる 今の方法では 各市町村一律 人口割から 50位になつておる。
一六 番	四日ノ報償費三〇万円にかいて
総務課長	これにかいては、いかに災害があったら 本村に行く出来たら 必要はないが、他家の火災の場合に 地の消防を要請するに必要がある。 謝礼金といたしてある
一六 番	地前町村に行くに場合にもあるか、 今の所ない。
一〇 番	四款の三日道路新設改善費にかいては
建設課長	基本建設の 村道 排水溝、さす木費にかいては 席目には ないわいなすが、折いては 石粉をいれたいと思つておる
一〇 番	自前車を購入するが、その運転手にかいては
町 役	役所費に 未採用運転手がおりたから 車を持つて行く。
一〇 番	土地購入費にかいて 土地を買って 石粉を取るか、これは村の 基本財産にあるが 石粉だけを買うのか。
建設課長	折割を買う
八 番	自前車 石粉山を 購入するに、その運管費はどう?
建設課長	これはおかし、火村事業費の 片務費で やつて行くかと思つておる
八 番	二、五〇年度の 折割は、これは 出来かと思つておるが、やるにすれば 二カ所能はとらうと思つておる。

ノ五 番	排水 橋等の修繕はどうか?
建設課長	道路に修繕は排水 橋等にて。
ニ 番	改善費に於いて 何箇所を予定しておるか?
建設課長	伊波～大山 宇田泊～嘉敷 志真志の村道 赤道の村道。
ニ 番	愛知の村道はどうか?
建設課長	政府がやりたくない村々もある。
ハ 番	自新車 石山も買は 車の燃料費はどのくらい持ってくるか?
建設課長	一日の需要費に 500円高トはいある。
一〇 番	一日の器材費はどのくらい、現年度の相当はどのくらいか、米業対策の 反が、そのくらい運送出来るかどうか? 資材は一日500円あれば、道路 維持修繕費はどのくらい資材費で済ませられるか、そのくらいはどうか?
建設課長	それについては明細があるが、持合せておられるか、後でお 答へ致します。
一〇 番	土木の場合 50%の負担はかかっているか、今年度はどうか?
助 役	直営に於いては 村負担である。 道路愛護等々もいろいろと人々の学が出すところである。
一〇 番	四ヶ所以外にも 区別 申出等があるか?
建設課長	村道及び 将来村道に於いては行なう。
一〇 番	愛知の方は 現年度に可能かどうか?
助 役	大々年度の仕事が着手しているか、出来るれば 予算繰越を議決 して貰いたい。
ニ 番	見直しについては 何時頃か?
建設課長	今日の午後二時から 入札を予定している。
ニ 番	運転手2件の 消防車の 運転手日別に 何名か?

期	役	現在石巻一名付未採用である。
二	番	水道課の運転手は何か。二名付の、後必要とあると聞すが、
期	役	シブは現場用であり、その人員が足りない。運転手は付かない、
二	番	莫来原の排水施設の件はどうなっているか。(飛行場附近)
運	課	課長
		二名付は、全部政府に委託する必要があるとあるが、資料は未だ提出していない。
一	二	番
		マシヤなどの飛行場の排水が已に何ヶ所か、放置である。道路の上を流れ、村の中心に民政府に依頼したいと思つたが、民政府からは、軍で(Ｄ.Ｅ.)。二週間前に陳情が出たが、今もやらない。今から陳情の可能性があるので、なければ今年度予算もやらない。
運	課	課長
		二名問題にかいては、村長が軍の司令官に話をしてもらい、思いが結果にかいては聞かない。二名問題は、口は関係がなければ出来ないので、二名、三名を区別にしようとする。
一	五	番
		軍の管轄、敷地に排水施設をやる事は、村の計画におおのが、軍自体の計画が早く進められ進んでいく。
運	課	課長
		工事に話があつたが、Ｄ.Ｅ.の設計は二名、内容が未だない。
一	二	番
期	役	火葬事業と土葬事業の二名だが、積込の場合に人員はどうか、
二	番	外から一人か二人か来る事がある。
二	番	二名は、他市町村の状況と所轄視察する必要はないか。二名月位
期	役	二名、青学集を出る事があるが、原材料費の追加が必要はないか、
二	番	視察の件にかいては報酬は二名か、外から二名考へて行くが、不足を補う追加は二名か、

一五 番	事業費は二日月が主であるが、その理由は、 ①仕事の分量と職員の手不足の莫り。 ②予算がいかに削減されたか。
助 役	仕事の分量にかんして、大口年度別と3カと云うべし、その理由は、 予算が緊縮予算にわたっているから。それから次に事業をやっている わけが来るのではないか。
一〇 番	矢野君が事業に対する補助費は、又それが正土木に充当されるかどうか、 助 役 については言えないが、仕事の配分にかんして、結局予算の枠内では は矢野君がやるべきであらう。
一〇 番	都計事業に伴う、正員整理の莫りが、予算の必要があるか、という かどうかが、
建設課長	正員整理委員会にかんして、測量にかんして、一日二日を出 来る問題ではないかと、本村君は、都計と平行してやっている、
一八 番	採石場の(500~700坪)と7坪単位の莫りが、器材費が必要にお かすか、という、その理由が、
建設課長	6.7坪単位、取れると思えます。器材の莫りか、政府にお頼みし たいと思つておる。
一五 番	採石場の予算を付出来ないと、思うか、というか、 これは器材費が計上されておる、という。
建設課長	村の振興事業は、政府にお頼みする権利があります。
〇 番	助役の説明の中で、緊縮予算の話がありましたが、それは大口年 度の異状は、今後の将来という風な、事態に於ける、 〇 消費的経費の節減の見直しにかんして 〇 本村の都計と、今年度の都計の関連は、(振興計画の再検討にかんして)

助 役	消費的経費の前減は難かしく思っている
八 番	準消費的経費の財源が、均等の莫からやむを得ないと思うが、 社会の均衡施設が増え、基本的不均が不均衡ではないが、
助 役	四五款に中関連するものがある。
一五 番	予算が緊縮されている。数学的には12,000の増と降と30%
助 役	%的に消費的費が上にあるが、予算枠がある。莫際に増え てはい、しかし、これと異なる増加するものがもたれて来るので
八 番	村が都府を前提して進めている。府費については何等変り ない。唯、金額が違っている。
助 役	都府に球年おそれの序が、おかし。毎年増えるべきである
助 役	都府法でマシメをするべきあり。これから施行するに増え て行く。未だ実施されていない。予算に訂正してあり。
一 番	一般財源の減は、財源収入の増、その地はどうか。
助 役	これら一般収入は増えている。
副議長	暫休總教です(午後一時五分)
	再開教です(午後一時二十分)
	本日の日程は、これを待たねばならぬに教です。明日は午後十時
	再開会、今日に引続き、第五款より進めると教です。
	午後二時三十分より、委員会活動をお預め教です。
	解散(午後二時三十分)